意見書への回答

(ご意見)
児童生徒の通学路の安全確保について

今帰仁酒造所の東側にある北琉興産から渡喜仁に至る道路で、左側には多数の墓地、右側にはスクラップ工場がある箇所は、森から伸びた木々が道路におおいかぶさり車の通行すら困難な状況にあり、歩道上はスクラップ工場が車が占拠している状況にあります。
渡喜仁区の児童生徒はこのような場所を通学路として利用しなければなりません。
事件事故が起きてからでは手遅れです。まずは、現状について行政が確認して必要な対策を講じてほしいと思います。
他にも今帰仁酒造所から喜名スーパーに至る道路沿いの雑草をみると気が落ち込みます。

(回答)
日頃より村内の道路行政にご協力いただき感謝申し上げます。

貴重なご意見をいただきありがとうございます。
今回ご指摘のありました北流興産から渡喜仁に至る道路につきまして現地の状況を確 認し、道路区域内外や管理者等を把握したうえで、必要な対応を検討してまいります。(村有地内の樹木であれば、村で適切に対応してまいりますが、民有地の樹木につきま しては、原則として土地の所有者•管理者の方にご対応いただくことが基本となりますので、村での対応が難しい場合がございます。)
また、スクラップ工場の車両等に関してのご指摘につきましても、関係者との調整を 含め、安全確保に向けた対応を検討してまいります。

その他、今帰仁酒造所からきなスーパーに至る道路沿いの雑草につきましては、沖縄県北部土木事務所の管轄となりますので、本村より対応を要請してまいります。
今後とも、道路を利用する皆様の安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

受付日　令和 8年 10月 2日
掲載日　令和 8年 11月 10 日

掲示期間　令和 8年 11月 25 日迄